

必要な時に自由に借入をしたい 創業後2年未満の方に

# 創業者カード

創業後2年未満の方が経営に必要な資金をカードローンにより、  
反復継続的かつ安定的に供給します。

一般保証よりも低い保証料率となっております。

一般扱いは

保証限度額 **100万円**

(認定特定創業者は200万円)

ご利用は1企業につき1口



● カードを使って事業資金をタイムリーに

● 急な支払いにも余裕を持って!

創業後2年未満の方以外も利用可能!

ビジネスプランコンテスト受賞扱いは

保証限度額 **500万円**

注意

※保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。  
※金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。  
※反社会的勢力とは取引いたしません。

カードローンは、あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておき、  
その枠の範囲内であれば、必要な時に必要な額を反復・継続して  
ご利用いただける制度です。



# 創業者カードの概要

創業後2年未満の方  
以外も利用可能!

## 一般扱い

### 格要件

創業後2年未満の方(事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る)で、次のすべての要件を満たす中小企業者

- ①創業したことが確認できる資料(開業届出書や商業登記簿謄本など)及び創業計画書等の事業計画に関する資料の提出ができる方
  - ②申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、創業者カード推薦書の提出が可能な方
- ※特定非営利活動法人は対象外となります

## ビジネスプランコンテスト受賞扱い

県内金融機関が主催する**ビジネスプランコンテスト等の受賞者**であって、次のすべての要件を満たす中小企業者

- ①ビジネスプランコンテスト等の受賞者であることが確認できる資料(HP上で公開されている情報を含む)及び事業計画書等の事業計画に関する資料の提出ができる方
  - ②ビジネスプランコンテスト等主催金融機関において、事業計画書等のブラッシュアップ支援等を受けている方
  - ③申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、創業者カード推薦書の提出が可能な方
- ※特定非営利活動法人は対象外となります  
※申込期間は、受賞年度の翌々年度末までとなります

### 保証限度額

**100万円**

※認定特定創業者は200万円となります

**500万円**

### 資金使途

事業資金

### 返済方法

約定弁済または随時弁済

### 保証期間

1年または2年 ※当初保証から5年まで更新による継続利用も可能となります

### 貸付形式

当座貸越根保証

### 貸付利率

金融機関所定

### 保証料率

**一般保証よりも低い保証料率となっております(0.39~1.62%)**

※担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割引きます

### 担保

原則として不要

### 保証人

必要に応じて徴求する。  
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

### 備考

他の事業者カードローンと**併用不可**

他の事業者カードローンと**併用可**

お問い合わせ・ご相談は、金融機関もしくは三重県信用保証協会まで



### 保証部 創業支援課

〒514-0003 津市桜橋3丁目399番地

TEL.059-229-6060 / FAX.059-229-6344

<https://www.cgc-mie.or.jp> (三重県信用保証協会 ホームページ)

<https://sougyou-shien.com/> (創業支援課ホームページ)

